

2. 協議

(1) 米谷地区デマンド型乗合タクシー運行事業の運賃設定について

1 運賃協議部会の概要について

(1) 運賃協議部会の設置

令和5年10月1日付の道路運送法の改正により、これまで地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）について、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないようにする観点から、地域公共交通会議とは別に、構成員を限定した協議会を設置して協議を行うよう規定されました。この改正を受け、登米市地域公共交通会議において「運賃協議部会」を設置しました。今後「一般乗合旅客自動車運送事業」の運賃の協議は、この運賃協議部会で行われることとなります。

(2) 運賃協議部会の開催が必要となる場合（登米市の場合）

- 1) 新たに協議運賃を適用する路線または区域を設定して運行をする場合
- 2) 既に運行している路線等とは別の経路・区域で路線等を設定して運行する場合
- 3) 既に運行している路線等における運賃を改定する場合

(3) 構成員について

本市における運賃協議部会の構成員については、以下のとおりとします。

道路運送法第9条第4号に規定されている構成員	登米市地域公共交通会議における該当委員
1号：当該路線等をその区域に含む市町村 又は都道府県	登米市まちづくり推進部長
2号：当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	(委員に限らず、該当の運賃を設定しようとする事業者を指名)
3号：当該路線等を管轄する地方運輸局長	国土交通省東北運輸局長が指名する者
4号：関係住民の意見を代表する者	住民、旅客の代表又は学識経験者

(4) 運賃協議部会の開催方法

地域公共交通会議と同日とし、交通会議の前に開催することを基本とします。

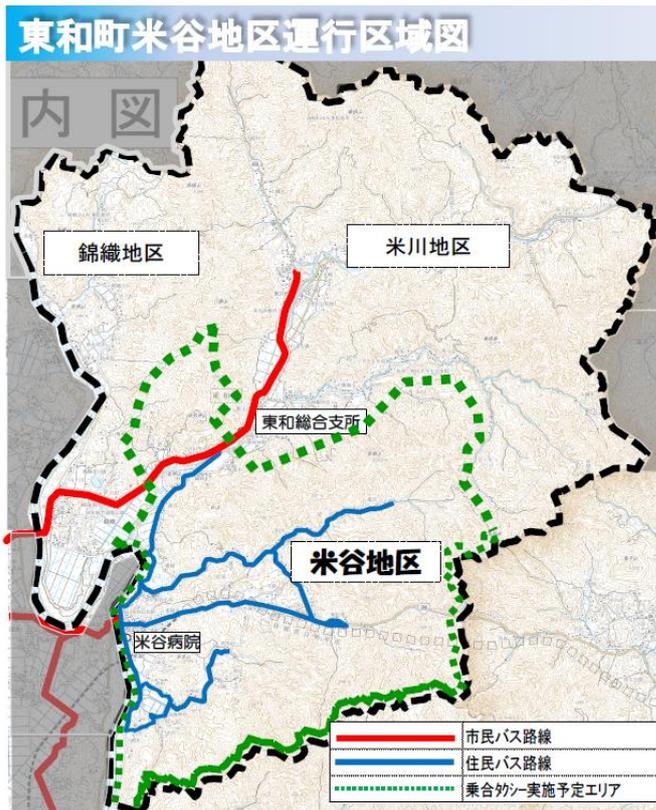
事業者については、当該運賃を設定しようとする事業者のみ出席します。

(事業者が複数の場合は入れ替え)

2 米谷地区デマンド型乗合タクシー運行事業の概要について

米谷地区では、米谷地域づくり推進協議会を運営主体として令和6年度に実証運行を実施し、令和7年度からは本格運行を開始しています。

(1) 運行区域



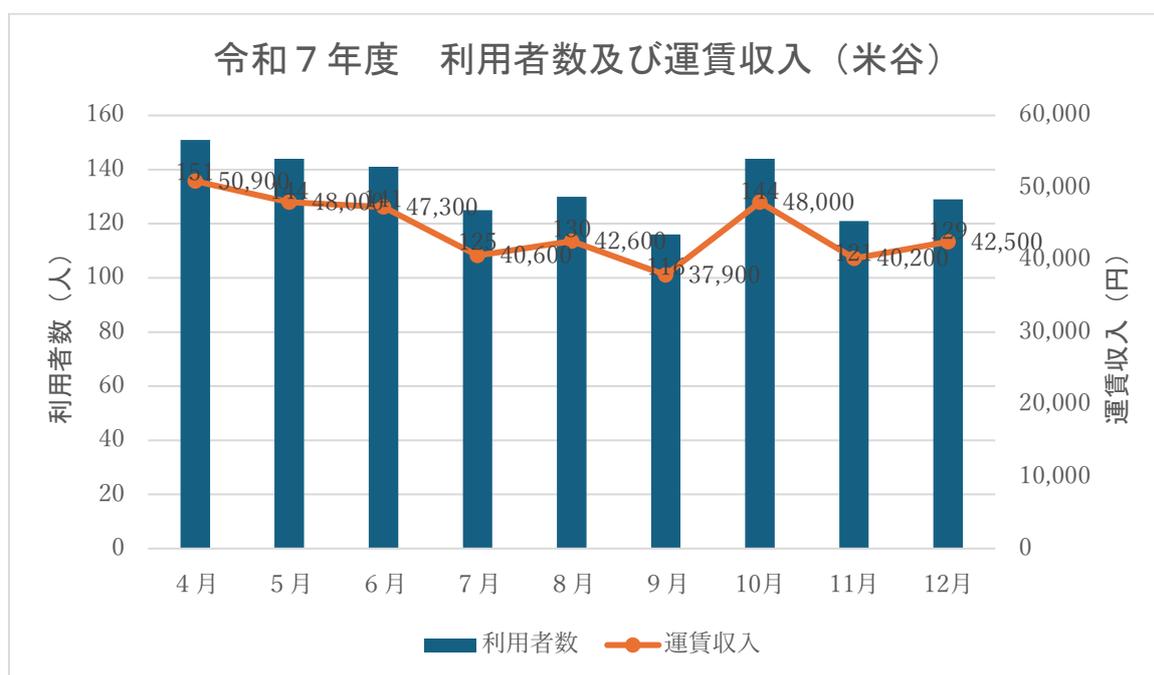
(2) 人口及び面積

	人口 (R7.12.31 現在)	面積
東和町米谷地区	1,928 人	42.92 km ²
東和町米川地区	1,923 人	74.36 km ²
東和町錦織地区	1,263 人	23.92 km ²

(3) 令和7年度本格運行における利用実績及び会員登録数

①利用実績 (令和7年12月末現在)

運行状況	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
稼働日数(日)	21	20	20	20	20	18	21	17	20
運行便数(回)	130	125	130	113	121	105	134	105	116
運賃収入(円)	50,900	48,000	47,300	40,600	42,600	37,900	48,000	40,200	42,500
利用者数(人)	151	144	141	125	130	116	144	121	129
1日平均利用者数(人)	7.2	7.2	7.1	6.3	6.5	6.4	6.9	7.1	6.5
1便当たり乗車人数(人)	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.1



②会員登録数 (令和7年12月末現在)

個人登録：81名

世帯登録：4世帯

3 米谷地区デマンド型乗合タクシー運行事業の運賃の設定について

(1) 運行事業者及び運行計画 (案)

別紙1-1 運行計画書(案) のとおり

(2) 運賃 (案)

■現在の運賃

目的地 利用者	米谷地区内	東和町域内 (米谷地区外)	東和町域外
一般	300 円	300 円	400 円
小学生	100 円	100 円	200 円
小学生未満	無料	無料	無料
未登録者	通常運賃の倍額	—	—

■運賃 (案)

目的地 利用者	米谷地区内	東和町域内 (米谷地区外)	東和町域外
一般	300 円	300 円	400 円
中・高校生	200 円	200 円	300 円
小学生	100 円	100 円	200 円
小学生未満	無料	無料	無料
未登録者	通常運賃の倍額	—	—

(3) 住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるための措置について

運賃の協議に際しては、道路運送法第9条第5項「前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と規定されているため、運営主体である米谷地区地域づくり推進協議会により以下の措置を講じました。

【実施方法】米谷公民館ホームページへの掲載

【実施期間】令和8年1月5日(月)～令和8年1月20日(火)

【実施内容】別紙1-2参照

【提出意見】なし

4 運賃協議部会の開催を要しないこととする軽微な事案について

運賃協議会の開催にあたる関係者の負担軽減と生産性向上を図る観点から、令和7年6月30日付物流・自動車局旅客課長事務連絡において「道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について」が公表されました。

当市においても、当該「目安となる考え方」を適用し、開催が必要となる場合を以下のとおり整理します。

(1) 運賃協議部会の開催が必要となる場合

- 1) 新たに協議運賃を適用する路線または区域を設定して運行をする場合
- 2) 既に運行している路線等とは別の経路・区域で路線等を設定して運行する場合
- 3) 既に運行している路線等における運賃を改定する場合

(2) 運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案

以下の場合においては、運賃協議部会の開催を要しないこととします。

- 1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入る場合を除く。）でも運賃額に変更が無い場合。
- 2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- 3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- 4) 新たな決済手段を追加する場合

事務連絡

令和7年6月30日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和5年10月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条第2項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・新たな決済手段を追加する場合

以上

米谷地域づくり推進協議会 運行計画書 (案)

1 運行区域

東和町米谷地区

2 実施期間

令和7年4月1日から（令和8年4月1日より変更予定）

3 運行日

月曜日から金曜日（土・日・祝日及び12月29日～1月3日は運休）

4 運行時間

便	運行時間
第1便	午前8時00分
第2便	午前9時00分
第3便	午前10時00分
第4便	午前11時00分
第5便	午後0時30分
第6便	午後1時30分
第7便	午後2時30分
第8便	午後3時30分

5 運賃

	米谷地区内	東和町域内 (米谷地区外)	東和町域外
一般	300円	300円	400円
中・高校生	200円	200円	300円
小学生	100円	100円	200円
小学生未満	無料	無料	無料
未登録者	通常運賃の倍額	—	—

6 使用車両

乗用車（乗車定員5名）1台

7 運行事業者

米川タクシー

8 登録施設

区分	施設名	施設名
公共施設等	東和総合支所	東和定住促進住宅
	米谷こども園	消防署東出張所
	米谷公民館	旧楼台コミュニティセンター
	錦織公民館	ろくしち会館
	米川公民館	細野集会所
	旧米谷小学校	大吉会館
	旧米川小学校	城内集会所
	旧錦織小学校	根廻集会所
	東和小学校	平倉集会所
	東和中学校	足柄町協和会館
	登米総合産業高等学校	吉田集会所
	登米高等学校	表楼台会館
	旧相川分校	楼台裏一部落会集会所
	旧楼台分校	登米警察署東和駐在所
	親水公園	登米警察署〔町域外〕
	ひづら公園	仙台法務局登米市局〔町域外〕
	医療機関等	米谷病院
米川診療所		佐藤裕也眼科登米分院〔町域外〕
東和歯科医院		三浦消化器内科〔町域外〕
おおさか歯科医院〔町域外〕		柴田接骨院〔町域外〕
金融機関等	JAみやぎ登米東部なかだ基幹支店〔町域外〕	米谷郵便局
	J Aみやぎ登米A T M東和店	七十七銀行 登米支店〔町域外〕
	七十七銀行米谷出張所A T M	
商店等	セブンイレブン登米東和米谷店	COFFEE i P P O
	ウジエスーパー中田店〔町域外〕	農家民宿かじか村
	佐藤商店	食堂 ながれ
	甘太郎や菓子店	ヘアサロンフォーレスト
	東和電気工業所	ヘアサロンTOWA
	ランドリーバスケット錦織店	さとう美容室
	岩崎クリーニング	びようかンドリーム
	後藤クリーニング	青山美容室
	public space モトハマヤ	飲食店 片岡や
	オノデラヤ	北上電機
	サッチ	国分や 元町ホール
	道の駅 三滝堂	三たてそば すぎやま
	道の駅森の茶屋	さくら薬局登米まいや店
	滝ノ沢工房	仙台調剤薬局米谷店
	コメリ東和店	ツルハドラッグ登米中田店〔町域外〕
その他	仲町バス停	ほほえみエルダー
	大沢バス停	不老仙館
	塚崎バス停〔町域外〕	東陽寺
	一関信用金庫前バス停〔町域外〕	冷松寺
	駒牽バス停〔町域外〕	東昌寺
	堺バス停	稲荷神社
	東和総合支所バス停	米川タクシー
	J A東和支店前バス停	三滝堂ふれあい公園
	米谷交通	

ニュース

令和8年度デマンド型乗合タクシーの運賃に関する意見募集について

掲載日：2026.01.05 | カテゴリー：お知らせ

デマンド型乗合タクシーの運賃に関する意見募集について

米谷地域づくり推進協議会では、地域の交通の利便性を確保するため、令和7年度よりデマンド型乗合タクシーの運行をしております。

ただいま令和8年度の運行に向けて、料金設定にあたり学生が利用しやすいよう、新たに「中学生・高校生」の料金を設定しようと考えていますが、このことについて地域の皆様のご意見を伺いたいと思います。

なお、寄せられたご意見は、登米市で開催される登米市地域公共交通会議運賃協議部会での協議の参考とさせていただきます。

○米谷地区デマンド型乗合タクシーの新運賃(案)

	東和町域内		東和町域外
	米谷地区内	米谷地区外	
一般	300円	300円	400円
中学生・高校生	200円	200円	300円
小学生	100円	100円	200円
小学生未満	無料	無料	無料
未登録者	通常運賃の倍額	—	—

○募集期間 令和8年1月20日(火曜日)まで

○提出方法 【運賃意見】と明記のうえ、住所・氏名(ふりがな)・電話番号・意見内容を記載し、郵送、ファックス、Eメールのいずれかにより提出してください。なお、指定の様式はありません。

○提出先 登米市米谷公民館 〒987-0902 登米市東和町米谷字杵荷 75
ファックス: 0220-53-2006 Eメール: info@miyagi-maiya.jp

※注意:提出できる意見は「米谷地区デマンド型乗合タクシーの運賃」に関するものに限ります。意見に対する個別の回答は行いません。

米谷地域づくり推進協議会・米谷公民館